

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (_____ 改正部分)
<p>(委任事務) 第2条 《同右》</p> <p>(10) <u>児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。)</u>のうち、次に掲げるもの ア <u>法第7条第1項の規定により、児童手当の受給資格及び額を認定すること。</u> イ <u>法第26条第3項の規定により、届出を受理すること。</u> ウ <u>埼玉县市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第5号)第2条の規定により、児童手当受給者台帳を作成し、及び保管すること。</u></p> <p>(11) 学校職員の給与に関する条例(昭和31年埼玉県条例第33号)及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務(市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの ア 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号)第4条の規定により、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。 イ 学校職員の住居手当に関する規則(昭和49年埼玉県教育委員会規則第40号)第7条の規定により、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。 ウ 学校職員の扶養手当に関する規則(昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号)第4条の規定により、扶養手当の月額を認定すること。</p>	<p>(委任事務) 第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。 (1)～(9) 省略</p> <p>(10) 学校職員の給与に関する条例(昭和31年埼玉県条例第33号)及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務(市町村立学校職員給与負担法 <u>(昭和23年法律第135号)</u> 第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの ア 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号)第4条の規定により、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。 イ 学校職員の住居手当に関する規則(昭和49年埼玉県教育委員会規則第40号)第7条の規定により、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。 ウ 学校職員の扶養手当に関する規則(昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号)第4条の規定により、扶養手当の月額を認定すること。</p>

◇諸手当の認定権限について

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律には、権限の移譲についての定めが規定されている。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律

[都道府県 ⇒ 市町村 への権限移譲]

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

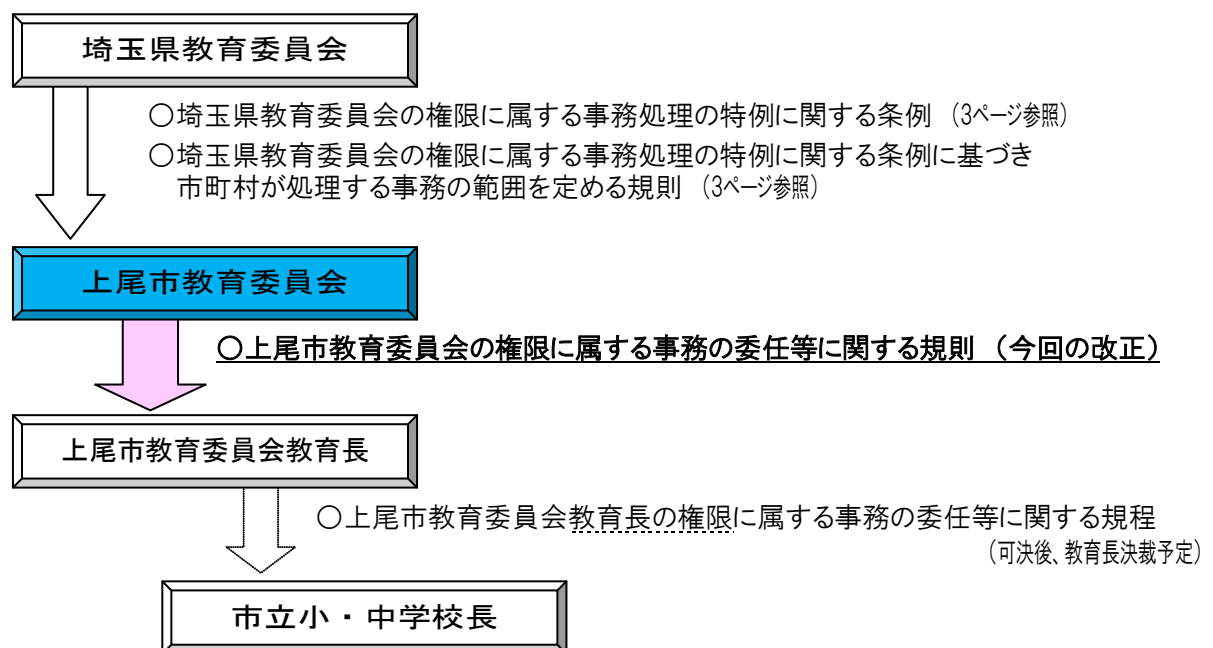
[教育委員会 ⇒ 教育長 への権限移譲]

(事務の委任等)

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

- 埼玉県においては、埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例を制定し、市町村へ移譲する権限を定めている。
- そのうち、県費負担教職員の児童手当を含む諸手当の認定等の権限については、埼玉県条例及び埼玉県教育委員会規則の規定により、その権限が県内各市町村に移譲されている。
- ◎今般の規則改正は、その移譲された児童手当の認定等の権限について、教育委員会から教育長に委任するために改正するものである。



◇関係条例・規則

●埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（関係部分抜粋）

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 埼玉県教育委員会の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表（第二条関係）

項	事務	市町村
2	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの 1 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及び額の認定 2 法第二十六条第二項の規定による届出の受理 3 1及び2に掲げるもののほか別に埼玉県教育委員会規則で定めるもの	各市町村
4	学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、別に埼玉県教育委員会規則で定めるもの	各市町村（さいたま市を除く。）

●埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第七十一号。以下「条例」という。）別表第二項3及び第四項に規定する別に埼玉県教育委員会規則で定めるものは、それぞれ次の表に掲げる事務とする。

一 条例別表第二項3に規定する別に埼玉県教育委員会規則で定めるもの	埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第五号）第二条の規定による児童手当受給者台帳の作成及び保管
二 条例別表第四項に規定する別に埼玉県教育委員会規則で定めるもの	1 学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第五号）第四条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十四条の規定による確認 2 学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号）第七条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十条の規定による確認 3 学校職員の扶養手当に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十六号）第四条の規定による認定及び同規則第五条の規定による確認

◇「委任」とは

公法上の「委任」とは、行政庁がその権限を受任者に委譲し、その権限を受任者の権限として、受任者の名とその責任において行わせることである。したがって、その行為に関する責任は受任者が直接負い、委任をした者はそのような事務の委任の可否についての責任を負うにとどまる。委任はこのような効果を持つものであり、法令の定める行政庁の権限を変更するものであるため、これを認める法令の根拠を必要とする。